東京電力ホールディングス(株) 福島第二原子力発電所

平成29年度 パフォーマンス向上会議不適合報告情報(平成30年 1月10日(水)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成30年 1月10日にパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 Ⅱ: 該当なし

区分 皿: 該当なし

その他: 6 件

<u> </u>	ての他: 6 件				
NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考	
1	1号機	放射性ドレン移送系タービン建屋低電導度廃液サンプ(A)移送逆止弁において、シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。 サンプへの流入制限規制中。	GⅢ		
2	1号機	放射性ドレン移送系タービン建屋低電導度廃液サンプ(B)移送逆止弁において、シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。 サンプへの流入制限規制中。	GⅢ		
3	1号機	放射性ドレン移送系タービン建屋低電導度廃液サンプ(B)ポンプ(B)の軸封部において、軸 封受け排水配管の詰まりが認められたため、当該排水配管を点検・修理。	GⅢ		
4	2号機	碍洗防災設備において、「2号主変圧器排水ポンプロック」警報表示回路の継電器動作不良 (警報試験時動作せず。実動作は正常)が認められたため、当該継電器を点検・修理。	GⅢ		
5	3号機	試料採取系放水ロモニター試料採取ポンプにおいて、流量異常(ポンプ流量が確保できず) により試料採取ポンプが自動停止したことが認められたため、当該ポンプを点検・修理。	GⅢ		
6	その他	緊急情報ネットワークシステム(EmーNet)を受信している端末において、再起動できないことが認められたため、当該端末を点検・修理。	対象外		